

申請手数料について

○手数料は、調停又は仲裁を求める事項の価額によって算定します。

- ・ 損害賠償を求める場合は、その請求額が、「調停又は仲裁を求める事項の価額」となります。
- ・ 価額を算定することができない場合、その価額を500万円とします。
- ・ 収納窓口で手数料を納付し、納付済証（シールラベル）を申請書に貼付してください。

○手数料の額は、1件につき、次の表のとおりです。

区 分	調停又は仲裁を求める事項の価額	手数料の額
調停の申請	百万円まで	1,000円
	百万円を超え1千万円までの部分	価額（1万円単位）×7円
	1千万円を超え1億円までの部分	価額（1万円単位）×6円
	1億円を超える部分	価額（1万円単位）×5円
仲裁の申請	百万円まで	2,000円
	百万円を超え1千万円までの部分	価額（1万円単位）×20円
	1千万円を超え1億円までの部分	価額（1万円単位）×15円
	1億円を超える部分	価額（1万円単位）×10円

※ 例えば、調停を求める事項の価額を500万円とした場合、手数料の額は3,800円となります。

《計算式》

$$1,000円 + (500 - 100) \times 7円 = 3,800円$$